

札幌市建築物環境性能表示ラベルに関する取扱要綱

平成 28 年 4 月 13 日施行

平成 29 年 5 月 12 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市生活環境の確保に関する条例第 28 条の 8 及びその施行規則第 15 条の 5 に規定する、「建築物環境配慮計画書及び届出の公表」に基づき、札幌市建築物環境性能表示ラベル（以下「環境性能表示ラベル」という。）に関して必要な事項を定め、市民に対して環境性能の情報提供を促進することにより、環境に配慮した建築物が高く評価される市場の形成を図り、建築主の自主的な環境配慮の取組を誘導することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱に定める環境性能表示ラベルとは、別記「札幌市建築物環境性能表示ラベル使用基準（以下「使用基準」という。）」に定めるものをいう。

(使用等)

第 3 条 建築主は、新築等建築物環境配慮計画提出書の提出を行った建築物について、任意により、第 2 条に規定する環境性能表示ラベルを広告等に使用することができる。

2 環境性能表示ラベルの使用は、市長の承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第 4 条 市長は、札幌市生活環境の確保に関する条例第 28 条の 8 及びその施行規則第 15 条の 5 に規定する建築物環境配慮計画書及び届出の公表」に基づく公表ののち、速やかに環境性能表示ラベルを建築主へ送付することで、環境性能表示ラベルの使用を承認する。

2 前項の規定に基づき建築主へ送付する環境性能表示ラベルは、電子データとする。

(使用上の遵守事項)

第 5 条 環境性能表示ラベルを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用基準に規定されている用途以外に使用しないこと。

(2) 使用基準に規定されているデザインの改変（縦横比率を維持した拡大縮小は除く。）、描き足し、一部分の使用及び消去を行わないこと。

(承認の取消)

第 6 条 市長は、環境性能表示ラベルの使用が、この要綱又は承認内容に違反していると認められるときは、第 4 条第 1 項の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、申請者に理由を付して書面で通知

するものとする。

- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、前項の通知を受けた日より当該環境性能表示性能ラベルを使用してはならない。
- 4 承認を取り消されたことにより生じた損害に対して、札幌市は一切の責任を負わない。

(環境性能の説明)

第7条 建築主は、環境性能表示ラベルを表示した建築物を販売、賃貸しようとするときは、当該建築物を購入又は賃借しようとする者に対し、その環境性能表示の内容を説明するように努めるものとする。

(使用に際して生じた損害に対する責任)

第8条 札幌市は、環境性能表示ラベルの使用に際して、自己や第三者へ損害を与えた場合においても、一切の責任を負わない。

(助言)

第9条 市長は、環境性能表示ラベルを使用しようとする者に対し、第8条の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その表示内容の説明について、必要な助言を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、環境性能表示ラベルに関し必要な事項は、環境都市推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日より施行する。

附 則 (平成29年5月12日改正)

この要綱は、平成29年5月12日より施行する。